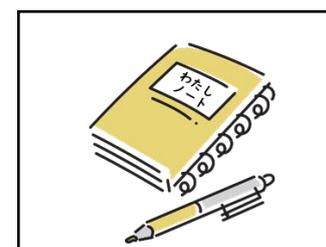
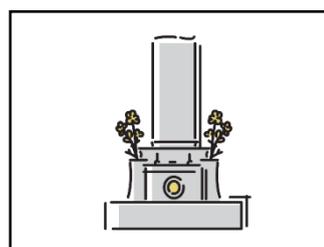
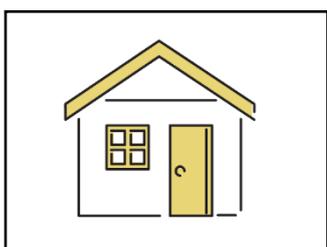
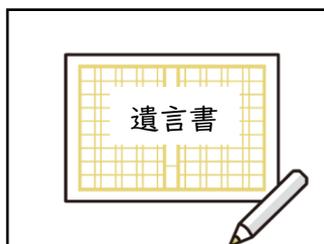


# 老いじたく情報登録 申請のご案内

～老いじたくの準備ができた方必見！～

大田区では、老いじたくに関する情報を区に登録し、  
もしもの時に登録情報を指定した方等にお伝えします。



**大田区福祉部 福祉管理課 調整担当**

(区役所8階 窓口番号24番)

〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14

電話 (5744)1244 (直通)

# おいじたく情報登録申請のご案内



## 1 登録対象者及び申請者について

- (1) 登録対象者・・・区内に住民登録がある 65 歳以上の方
- (2) 申請者・・・登録対象者または登録対象者が成年後見開始の審判を受けている場合は、成年後見人等  
(委任による代理申請はできません)

\*申請時は、本人または成年後見人等の身分証の提示が必要になります。  
なお、成年後見人等は、登記事項証明書も必要になります。

## 2 登録費用について

登録費用・・・無料

## 3 登録する項目について

### (1) 【本人情報項目】

氏名、生年月日、住所、電話番号(自宅・携帯電話)

### (2) 【必須登録項目】

- ① 緊急連絡先 (個人・法人)
- ② 本籍・筆頭者
- ③ かかりつけ医療機関
- ④ 既往歴、現病歴 (アレルギー含む)



### (3) 【任意登録項目】

- ⑤ リビングウィルの保管場所
- ⑥ エンディングノートの保管場所
- ⑦ 任意後見契約の契約先及び契約書の保管場所
- ⑧ 死後事務委任契約・おいじたくに関する生前契約の契約先及び契約書の保管場所
- ⑨ 遺言書の保管場所及び指定回答対象者
- ⑩ お墓の所在地及び指定回答対象者

\*任意登録項目は1項目から登録ができます。

## 4 配布書類について

- ①大田区おいじたく情報登録事業 登録票（別記第1号様式）
- ②大田区おいじたく情報登録事業 登録票の見本
- ③緊急連絡先登録同意書（別記第2号様式）  
（緊急連絡先で、複数の人を登録情報の照会可能に指定する場合は、一人につき一枚を記載していただき、指定する全員分の登録同意書が必要になります。）
- ④おいじたく情報登録事業チラシ
- ⑤おいじたく推進事業チラシ
- ⑥おいじたくパンフレット【赤】
- ⑦おいじたくパンフレット【青】
- ⑧大田区社会福祉協議会の福祉法律相談チラシ
- ⑨大田区高齢者見守りキーホルダー登録申請書及び地域包括支援センター一覧  
（大田区見守りキーホルダー未登録の人のみ必要）



## 5 申請手続きに必要な書類について

- ①大田区おいじたく情報登録事業 登録票（別記第1号様式）
- ②緊急連絡先登録同意書・照会可能に指定した人数分（別記第2号様式）
- ③大田区高齢者見守りキーホルダー登録申請書(未登録方のみ)
- ④本人または成年後見人等の身分証の提示が必要になります。  
なお、成年後見人等は、登記事項証明書の提示も必要になります。

## 6 対象者等への通知について

おいじたく情報登録後に、登録完了通知書とおいじたく情報登録事業登録証（携帯用は財布等に入れて常時携帯できるサイズ、掲示用は居住内に掲示するA4サイズ）を交付します。

## 7 登録情報の変更または登録廃止について

登録情報に変更が生じたときは、大田区おいじたく情報登録事業登録内容変更（廃止）届出書に、変更後の内容を記載した大田区おいじたく情報登録事業登録票を添えて申請します。登録情報を廃止するときは、大田区おいじたく情報登録事業登録内容変更（廃止）届出書により登録廃止申請をします。

## 8 登録情報を提供する時期・内容及び提供先・申請・提供について

### (1) 登録情報を提供する時期・内容

登録対象者の生命・身体・財産の保護のために、登録情報を必要とする場合に、本人情報項目、必須登録項目、任意登録項目を提供します。

### (2) 登録情報の提供先・申請・提供方法

#### ①登録情報を提供する先

医療機関、警察署、消防署、区の福祉関係機関、契約不動産会社、緊急連絡先で「登録情報を照会可能」として指定した人、任意項目において「指定回答対象者」に指定した人

#### ②登録情報の申請・提供方法

- ・医療機関、警察署、消防署、区の福祉関係機関……口頭又は書面
- ・緊急連絡先で「登録情報を照会可能」として指定した人、任意項目において「指定回答対象者」に指定した人及び不動産関係者……書面

## 9 登録情報の廃止について

- ①登録対象者が区外に転出した日から5年が経過したとき。(ただし、介護保険法・生活保護法・障害者の日常生活等に該当の場合は除外あり)
- ②登録対象者が死亡した日から5年が経過したとき。
- ③登録対象者から登録廃止の届出があったとき。



©大田区